

<対策のポイント>

アジア各国の「植物の新品種の保護に関する国際条約」（UPOV条約）に基づいた植物品種保護制度の整備のため、UPOV制度のベネフィットの周知・啓発、法整備支援、地域内の審査協力の取組を支援します。

<政策目標>

今後10年間でアセアン加盟国10か国の過半のUPOV加盟を目指す [2027年まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. UPOV制度のベネフィットの周知・啓発

- UPOV条約に即した植物品種保護制度の導入の社会経済的インパクトを分析するとともに、各国のハイレベル等にUPOV制度のベネフィットを周知・啓発します。

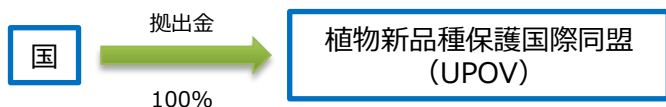
2. UPOV条約に即した法整備の支援

- UPOV事務局の法令専門家による各国の法令協議、各国担当官向けのワークショップ等を実施します。

3. 地域内における審査の相互協力

- UPOV加盟国間の審査の相互協力や審査手続きの調和を図りつつ、各国の審査体制強化のための取組を支援します。

<事業の流れ>



○ 東アジア各国のUPOV加盟状況 (2018年8月)

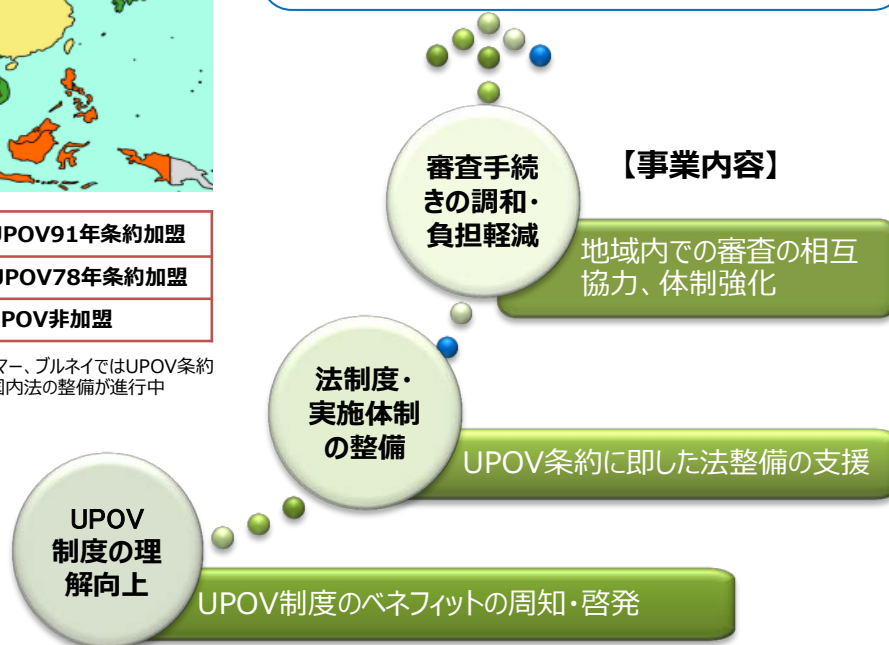


■	UPOV91年条約加盟
■	UPOV78年条約加盟
■	UPOV非加盟

※ ミャンマー、ブルネイではUPOV条約に即した国内法の整備が進行中

アセアン諸国のUPOV加盟

- 国際水準で新品種が保護される環境が整備される
- アセアン各国：品種開発が進み農業が発展する
- 我が国：日本の新品種が海外で保護される



【お問い合わせ先】 (1) 大臣官房海外投資・協力グループ (03-3502-5913)
 (2) 食料産業局知的財産課 (03-6738-6444)